

## 今治市家具転倒防止等推進事業補助金交付要綱

令和6年3月29日制定

今治市要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地震発生時の家具の転倒、ガラスの飛散等による被害の発生を防ぎ、住宅の安全性の向上を図るため、家具転倒防止器具及びガラス飛散防止フィルムの購入及び設置に要する経費に対し、今治市補助金交付規則（平成17年今治市規則第53号）に定めるもののほか予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象家具転倒防止器具等 住戸内の地震対策を目的とする家具の転倒防止器具及びガラスの飛散防止フィルムをいう。
- (2) 設置工事 今治市内に本店又は支店等の事業所を有する者又は補助対象家具転倒防止器具等を購入した者が行う工事をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、今治市民であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和6年4月1日から令和8年1月31日までに今治市内の住宅に新品（未使用品）の補助対象家具転倒防止器具等を総額2千円以上（消費税及び地方消費税を除く。）購入し、設置工事が完了したもの
- (2) 補助対象家具転倒防止器具等の購入日から補助金の申請日までの間において、引き続き今治市に住民票登録のあるもの
- (3) 世帯全員が市税を滞納していないもの
- (4) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないもの

### (補助金の額)

第4条 補助対象家具転倒防止器具等の購入費（設置工事に要する経費を含み、消費税及び地方消費税を除く。）に3/4を乗じて得た額（算出した額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、1万5千円を限度とする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「交付対象者」という。）は、今治市家具転倒防止等推進事業補助金交付申請書兼誓約書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 別表の補助対象製品等情報記載表（補助対象家具転倒防止用具等の購入品数が5点を

超える場合に限る。)

(2) 家具転倒防止等推進事業補助金 設置前・後の写真貼り付け台紙 (別記様式第2号)

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、補助金等交付決定通知書により速やかに交付対象者に通知するものとする。

2 前項の交付決定通知書は、補助金の交付をもって省略することができる。

3 市長は、審査の結果、補助金の交付が不相当であると認めるときは、その旨を今治市家具転倒防止等推進事業補助金不交付決定通知書 (別記様式第3号) により交付対象者に通知するものとする。この場合において、前条の規定により提出された申請書は、その提出がなかったものとみなす。

(決定の取消し)

第7条 市長は、交付対象者が次の各号に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、今治市家具転倒防止等推進事業補助金交付決定取消等通知書 (別記様式第4号) により交付対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、交付対象者に対し期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

(加算金及び延滞金)

第9条 交付対象者は、前条の規定により、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額 (その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額) につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 交付対象者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額 (その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額) につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(適用除外)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は補助金を交付しない。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体が所有している家具及びガラスに設置する場合
  - (2) 過去にこの要綱に規定する補助金の交付の対象となった補助対象者及びその同一世帯の者による場合
  - (3) 補助対象家具転倒防止器具等の設置工事に係る経費について、他の補助金制度による補助金その他これに準ずるものの交付の対象となった設置工事又は交付の対象となる予定の設置工事の場合
- (委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の申請等に係る事業の執行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日前に第 5 条の規定による補助金の交付の申請をした者については、廃止前の今治市家具転倒防止等推進事業補助金交付要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の要綱に基づき補助金の交付申請を行ったもの又は補助金の交付を受けたものは、第 10 条第 2 号の規定にかかわらず、既に申請を行った額又は交付を受けた額と 1 万 5 千円の差額を限度として、再度補助金の交付を申請することができる。